

「⑭」を「⑬」に、「⑮」を「⑭」に、「⑯」を「⑮」に、「⑰」を「⑱」に、「⑲」を「⑲」に、「⑳」を「㉑」に改め、同様式（裏）退職した職員の注意事項1中「⑱欄」を「㉑欄」に改め、同様式（裏）任命権者の記載心得2を次のように改める。

2 記載上の注意

- ①欄には、この票を職員に交付した年月日を記載すること。
 - ②欄には、退職した職員の氏名を記載すること。
 - ③欄には、退職した職員の生年月日及び満年齢を記載すること。
 - ④欄には、退職した職員の住所又は居所を記載すること。
 - ⑤欄には、退職した職員の退職前に引き続いて職員として勤務し始めた就職の年月日を記載すること。
 - ⑥欄には、退職した職員の退職した年月日を記載すること。
 - ⑦欄には、退職した職員の給与形態に応じて(A)欄又は(B)欄の該当箇所に○印を付けること。
 - ⑧欄には、退職した職員の⑤欄に記載の日から⑥欄に記載の日までの退職手当の計算の基礎となった勤続期間及び富山県職員等退職手当支給条例第11条第2項の規定によって通算される期間の合計期間を記載すること。
 - ⑨欄には、退職した職員を雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者とみなした場合において、同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当する者は(B)欄に、同法第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者に該当する者は(C)欄に、その他の者については(A)欄に○印を付けること。
 - ⑩欄には、退職した職員の退職の月前の最後の6月間に支払われた給与の総額を記載し、職員の基本となる給与が月給によって定められている場合には(A)欄に給与の種類別に6月間の総額を記載し、職員の基本となる給与が日給によって定められている場合には(B)欄に各月の労働日数及び給与額を記載すること。(B)欄に記載する場合には、退職者の給与が全て日給に応じて支給するものであるときは(イ)の欄のみ記載し、退職者の給与が一部は日給、一部は月その他の期間によって支給するものであるときは(イ)の欄及び(ロ)の欄にそれぞれ区別して各月の総額を記載すること。
 - ⑪欄には、退職した職員の賃金日額及び算定の方式を記載すること。
 - ⑫欄には、退職した職員の退職時に支払った一般の退職手当等の額を記載すること。なお、一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分が行われた場合には、説明欄にその旨を記載すること。
 - ⑬欄には、退職した職員の退職時の給料月額（給料が日額で定められている者にあつては、日額）を記載すること。
 - ⑭欄には、退職の主たる事由を1つ選択し、任命権者記載欄の□に○印を記入の上、具体的事情記載欄（任命権者用）に具体的事情を記載すること。
 - ⑮欄には、この票を交付する機関等の所在地、電話番号及び名称を記載すること。
 - ⑯欄には、任命権者の氏名を記載し、その印を押すこと。
 - ⑰欄には、通算される期間（⑧欄に同じ。）、基本手当の日額、所定給付日数及び待期日数その他必要な事項を記載すること。
- ※印欄には、記載しないこと。

様式第8号（別紙）中「⑮」を「⑭」に改める。

様式第9号（表）中

②氏名		③性別	男・女
-----	--	-----	-----

を

②氏名	
-----	--

に、

「④」を「③」に、「⑤」を「④」に、「⑥」を「⑤」に、「⑦」を「⑥」に、「⑧」を「⑦」に、「⑨」を「⑧」に、「⑩」を「⑨」に、「⑪」を「⑩」に、「⑫」を「⑪」に改め、同様式（裏）退職した職員の注意事項1中「⑩欄」を「⑨

欄」に改め、同様式（裏）任命権者の記載心得1中「証」を「票」に改め、同様式（裏）任命権者の記載心得2を次のように改める。

2 記載上の注意

- ①には、この票を交付した年月日を記載すること。
- ②欄には、退職した職員の氏名を記載すること。
- ③欄には、退職した職員の生年月日及び満年齢を記載すること。
- ④欄には、退職した職員の住所又は居所を記載すること。
- ⑤欄には、退職した職員の退職前に引き続いて職員として勤務し始めた就職の年月日を記載すること。
- ⑥欄には、退職した職員の退職した年月日を記載すること。
- ⑦欄には、退職した職員の⑤欄に記載の日から⑥欄に記載の日までの期間を記載すること。
- ⑧欄には、退職した職員の退職時の身分又は雇用区分を記載すること。
- ⑩欄には、この票を交付する機関等の所在地、電話番号及び名称を記載すること。
- ⑪欄には、任命権者の氏名を記載し、その印を押すこと。

様式第10号（第1面）中

「氏名 性別男・女」を

「氏名 」に改め、「印」

を削る。

様式第10号の2注意事項以外の部分中「印」を削り、同様式中注意事項2を削り、注意事項3を注意事項2とし、注意事項4を注意事項3とする。

様式第11号注意事項以外の部分中 「氏名 性別男・女」を

「氏名 」に改め、「印」を削る。

様式第13号（表）中「受給資格者氏名 印」を

「受給資格者氏名 」に改める。

様式第14号（表）中 「氏名 性別男・女」を

「氏名」に改め、「印」及び「印」を削る。

様式第15号中「(第26条関係)」を「(第27条関係)」に改め、同様式(表)中

「氏名」性別男・女」を

「氏名」に改める。

様式第16号(表)及び様式第17号(表)中「印」及び「印」を削る。

様式第18号(表)中

「(公共職業訓練等の施設の長の職氏名) 印」を

「(公共職業訓練等の施設の長の職氏名) 」に、

「受講者氏名 印」を

「受講者氏名」に改め、同様式(裏)中注意事項9を削り、注意事項10を注意事項9とする。

様式第19号(表)中「①氏名」②性別男・女」を

「①氏名」に、「③」を「②」に、「④」を「③」に、「⑤」を「④」に、「⑥」を「⑤」に、「⑦」を「⑥」に、「⑧」を「⑦」に改め、「印」を削り、「⑨」を「⑧」に、「⑩」を「⑨」に、「⑪」を「⑩」に、「⑫」を「⑪」に改め、同様式(裏)中「⑨欄」を「⑧欄」に、「⑦欄」を「⑥欄」に、「⑩欄」を「⑨欄」に、「⑫欄」を「⑪欄」に改め、注意事項6を削り、注意事項7を注意事項6とする。

様式第20号(表)及び様式第21号(表)中

「氏名」性別男・女」を

「氏名」に改め、「印」を削る。

様式第22号(表)中「高年齢受給資格者氏名 印」を

「高年齢受給資格者氏名」に改める。

様式第23号(表)中「特例受給資格者氏名 印」を

「特例受給資格者氏名」に改める。

様式第24号（表）及び様式第25号（表）中「印」を削る。

様式第26号（表）中「印」を削り、同様式（裏）注意事項5を次のように改める。

5 事業主の記載事項について

- (1) 5欄は、再就職手当に相当する退職手当の受給に係る就職日から6箇月に至った時点における1週間の所定労働時間を記載すること。
- (2) 6欄は、事業主が求人申し込み、募集等を行う際、申請者に対して明示した賃金額（月額）を記載すること。
- (3) 7欄は、再就職手当に相当する退職手当の受給に係る就職日から最初に到達する賃金締切日（賃金締切日が1暦月中に2回以上ある者については各暦月の末日に最も近い賃金締切日を、日々賃金が支払われる者等定められた賃金締切日のない者については暦月の末日をいう。以下同じ。）まで及び各賃金締切日の翌日から次の賃金締切日までの期間ごとにそれぞれ記載すること。また、③欄の賃金額は、賃金が月、週等により定められている場合は㊸欄に、日、時間、出来高等による場合は㊹欄にそれぞれ記載すること。
- (4) 8欄において、4欄から7欄までの記載事項の証明を行うこと。

様式第27号（表）及び様式第28号（表）中「印」を削る。

様式第29号注意事項以外の部分、様式第30号（表）及び様式第31号（表）中

氏名		性別	男・女
----	--	----	-----

を

氏名	
----	--

に改め、「印」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の富山県職員等退職手当支給条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

（人事課）

県道 高岡庄川線	砺波市柳瀬1605番から 砺波市久泉1031番まで	変更前	最大 29.7 最小 7.6	272.7	砺波土木 センター
		変更後	最大 29.7 最小 11.3	272.7	

富山県告示第480号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において12月10日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和3年12月10日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 入善朝日線	下新川郡入善町入膳字猿角場5638番4から 下新川郡入善町君島字畑田 120番31まで	令和3年12月10日	新川土木 センター 入善土木 事務所
県道 富山上滝立山線	富山市和田字下平割34番1地先から 富山市和田字下平割28番3地先まで	令和3年12月10日	富山土木 センター
県道 流杉双代線	富山市流杉2114番から 富山市流杉2144番まで	令和3年12月10日	富山土木 センター
県道 福光福岡線	小矢部市蓑輪 118番から 小矢部市蓑輪 129番まで	令和3年12月10日	高岡土木 センター 小矢部土 木事務所

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和3年12月10日

富山県知事 新 田 八 朗

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公 共 施 設		開 発 許 可 を 受 け た 者	
	位置・区域	種 類	住 所	氏 名
射水市七美 507番2			射水市七美 600番地	柳原 裕一

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により高岡市から次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により富山県土木部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

令和3年12月10日

富山県知事 新 田 八 朗

都市計画の種類及び名称

（種類） 富山高岡広域都市計画地区計画

（名称） 上牧野地区 地区計画

